

I-(36)  
35

法律名： 商品投資に係る事業の規制に関する法律(H3法66)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
40	許可申請書変更の届出の受理	法42④ 令14②	法定		事後報告
30①	商品投資顧問業者等に対する報告及び立入検査	法42④ 令14②③④	法定	○	指示 事後報告
<30①>	商品投資販売業者等に対する報告及び立入検査 ※法37において準用	法42④ 令14②③④	法定	○	指示 事後報告
34	業務改善命令	法42④ 令14②	法定	○	同意 指示
35	商品投資販売業者に対する指示	法42④ 令14②	法定	○	同意 指示
36	業務の停止命令等	法42④ 令14②	法定	○	同意 指示

## I 一(35) 法律名：商品投資に係る事業の規制に関する法律(H3法66)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
10	許可申請書変更の届出の受理	法42④ 令14②
30①	商品投資顧問業者等に対する報告及び立入検査	法42④ 令14②③④
<30①>	商品投資販売業者等に対する報告及び立入検査 ※法37において準用	法42④ 令14②③④
31	業務改善命令	法42④ 令14②
35	商品投資販売業者に対する指示	法42④ 令14②
36	業務の停止命令等	法42④ 令14②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(37)  
36

法律名： 計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
40①	特定計量器の製造事業の届出の受理	法169 令43①	法定		
42①	届出製造事業者の変更の届出の受理	法169 令43①	法定		
<42①>	届出修理事業者の変更の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	法定		
44	特定計量器の製造時の検査に係る届出製造事業者に対する改善命令	法169 令43①	法定		
45①	届出製造事業者の事業廃止の届出の受理	法169 令43①	法定		
<45①>	届出修理事業者の事業廃止の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	法定		
46①	特定計量器の修理事業の届出の受理	法169 令43①	法定		
48	特定計量器の修理時の検査に係る届出製造事業者又は届出修理事業者に対する改善命令	法169 令43①	法定		
147①	届出製造事業者等からの報告徴収	法169 令43①	自治	○	
148①	届出製造事業者等への立入検査	法169 令43①	自治	○	
149①	計量器等の提出命令	法169 令43①	自治	○	
※最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計の製造又は修理の事業を行う者(当該事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に限る。)に関するもの(令43①)					
127①	適正計量管理事業所の指定	法169 令43②	法定		
127②	適正計量管理事業所の指定申請書の受理	法169 令43②	法定		
127④	適正計量管理事業所の指定申請者に対する検査結果の受理	法169 令43②	法定		
131	適正計量管理事業所に対する適合命令	法169 令43②	法定		
132	適正計量管理事業所の指定取消	法169 令43②	法定		
<62①>	指定を受けた適正計量管理事業所の変更の届出の受理 ※法133において準用	法169 令43②	法定		
<65>	指定を受けた適正計量管理事業所の廃止の届出の受理 ※法133において準用	法169 令43②	法定		

I 一(38)  
37 法律名: ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(H4法5  
3)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3	募集の届出	通達・訓令等
4	募集の届出(保証委託後)	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(39) 法律名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律  
 38 (H4法75)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
33の2	特定国際種事業の届出の受理	通達・訓令等
33の4①	特定国際種事業を行う者に対する指示	通達・訓令等
33の4②	特定国際種事業を行う者に対する業務の停止命令	通達・訓令等
<30③④>	特定国際種事業の変更及び廃止届出の受理 ※33の5において準用	通達・訓令等
<33①③④>	報告徴収及び立入検査 ※33の5において準用	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (40)  
39法律名: 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(H4法  
90)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
8①③	労働時間等設定改善実施計画の承認	法14② 令2②	自治		事後報告
<8③>	労働時間等設定改善実施計画の変更の承認 ※法9③において準用	法14② 令2②	自治		事後報告
9①②	労働時間等設定改善実施計画の変更等	法14② 令2②	自治		事後報告
10①~⑤	公正取引委員会との関係(法8の承認をしようとする 場合において、公取委に対し意見を述べる等)	法14② 令2②	自治		事後報告
10⑥	公正取引委員会との関係(承認計画の承認取り消し 後の公取委に対する通知)	法14② 令2②	自治		事後報告
<10⑥>	公正取引委員会との関係(虚偽の報告をした場合等 における承認計画の承認取り消し後の公取委に対 する通知) ※法12③において準用	法14② 令2②	自治		事後報告
11②	労働時間等の設定の改善を促進するために必要な 協力の要請	法14② 令2②	自治		事後報告
12①②	承認事業主に対し、承認計画の実施状況について の報告徴収等	法14② 令2②	自治		事後報告

I - (41)  
40 法律名: 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7法112)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7の6	容器包装多量利用事業者からの定期報告の受理	法43⑤ 令12④	法定	○	指示 事後報告
39	特定事業者に対する報告徴収	法43⑤ 令12④	法定	○	指示 事後報告
40	特定事業者に対する立入検査	法43⑤ 令12④	法定	○	指示 事後報告

I-(42)  
41 法律名：中心市街地の活性化に関する法律(H10法92)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
40④⑤	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定商業施設等整備事業に限る。)の認定	通達・訓令等
41①②③	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定商業施設等整備事業に限る。)の変更認定等	通達・訓令等
40④⑤	特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限る。)の認定	通達・訓令等
41①②③	特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限る。)の変更認定等	通達・訓令等
40④⑤	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定事業に限る。)の認定	通達・訓令等
41①②③	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定事業に限る。)の変更認定等	通達・訓令等
50	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業(特定商業施設等整備事業に限る。)の実施状況についての報告の徴収	通達・訓令等
50	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業(中小小売商業高度化事業に限る。)の実施状況についての報告の徴収	通達・訓令等
50	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業(特定事業に限る。)の実施状況についての報告の徴収	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。



I - (43)  
42

法律名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
52	報告の徴収	法56 令7①	法定	○	指示 事後報告
53①	立入検査	法56 令7①	法定	○	指示 事後報告

I - (44)  
43

法律名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
20の4③	地方公共団体実行計画協議会に対する助言	法47④ 法20の4③ 命令	法定	○	事後報告

I-(44)  
43 法律名：地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告	法47④ 温室ガス命令23
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47④ 温室ガス命令23
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47④ 温室ガス命令23

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (45) 法律名: 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11  
44 法18)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	経営革新計画の承認	法3841① 令42④10①	自治		事後報告
10①②	経営革新計画の変更等	法3841① 令42④10①	自治		事後報告
34④37①	経営革新計画に基づく調査	法3841① 令42④10①	自治	○	事後報告
3538①	報告の徴収	法3841① 令42④10①	自治	○	事後報告
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	法3841① 令43④11①	法定	○	事後報告
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更等	法3841① 令43④11①	法定	○	事後報告
34④37②	異分野連携新事業分野開拓計画に基づく調査	法3841① 令42④11①	法定	○	事後報告
3538①	報告の徴収 ※認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状 況に係るものに限る	法3841① 令43④11①	法定	○	事後報告

I-(45) 法律名: 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法  
44 18)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
8	特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認(エンジェル税制対象企業及び個人投資家の要件(租税特別措置法37の13、37の13の2及び41の19による課税の特例を受ける為の要件)の確認)	通達・訓令等
17①	経営革新等支援業務を行う者の認定	法41① 令12①
17③	申請書の提出	法41① 令12①
17④	申請書記載事項の変更	法41① 令12①
18	改善命令	法41① 令12①
19	認定の取り消し	法41① 令12①
38②	報告の徴収	法41① 令12①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(46)  
45 法律名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
39の2① ⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定	法76 規則47⑤	法定	○	事後報告
39の3① ②④⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の変更等	法76 規則47⑤	法定	○	事後報告(①②④) 指示(⑤⑥)
39の3⑤ ⑥	中小企業承継事業再生計画の認定の取消し	法76 規則47⑤	法定	○	事後報告 指示
39の4② ③	特定許認可等に基づく地位の承継等	法76 規則47⑤	法定	○	事後報告
73①	認定事業者等に対する計画の実施状況についての報告徴収	法76 規則47⑤	法定	○	事後報告

I-(46) 法律名：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法  
45 (H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5①	事業再構築計画の認定	通達・訓令等
6①	事業再構築計画の変更の認定	通達・訓令等
6②	事業再構築計画の認定の取消し	通達・訓令等
6③	事業再構築計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
7①	経営資源再活用計画の認定	通達・訓令等
8①	経営資源再活用計画の変更の認定	通達・訓令等
8②	経営資源再活用計画の認定の取消し	通達・訓令等
8③	経営資源再活用計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
9①	経営資源融合計画の認定	通達・訓令等
10①	経営資源融合計画の変更の認定	通達・訓令等
10②	経営資源融合計画の認定の取消し	通達・訓令等
10③	経営資源融合計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
11①	資源生産性革新計画の認定	通達・訓令等
12①	資源生産性革新計画の変更の認定	通達・訓令等
12②	資源生産性革新計画の認定の取消し	通達・訓令等
12③	資源生産性革新計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
14①	事業革新新商品生産設備導入計画の認定	通達・訓令等
15①	事業革新新商品生産設備導入計画の変更の認定	通達・訓令等
15②	事業革新新商品生産設備導入計画の認定の取消し	通達・訓令等
15③	事業革新新商品生産設備導入計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
16①	資源制約対応製品生産設備導入計画の認定	通達・訓令等

I-(46) 法律名：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法  
45 (H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
17①	資源制約対応製品生産設備導入計画の変更の認定	通達・訓令等
17②	資源制約対応製品生産設備導入計画の認定の取消し	通達・訓令等
17③	資源制約対応製品生産設備導入計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
21①	株式の併合に関する特例に係る認定	通達・訓令等
21の3①	全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定	通達・訓令等
41①	中小企業再生支援業務を行う者の認定	通達・訓令等
44	認定支援機関に対する改善命令	通達・訓令等
45	認定支援機関の認定の取消し	通達・訓令等
73①	報告の徴収	通達・訓令等
73②	認定支援機関に対する業務実施状況に関する報告の徴収	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。



I-(47)  
46

法律名: アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3①②	製造の許可	法43 令4①I	法定		
7②	製造事業者の地位承継届出の受理	法43 令4①I	法定		
8①②	変更の許可等	法43 令4①I	法定		
9②	製造事業者による業務報告の徴収	法43 令4①I	法定		
10	業務改善命令	法43 令4①I	法定	○	
11①	廃止の届出	法43 令4①I	法定		
13①	必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①I	法定		
14	製造事業者名簿の閲覧等	法43 令4①I	法定		
40①②	報告及び立入検査(製造事業者に係るものに限る)	法43 令4①I	法定	○	
4Ⅲ	試験研究製造の承認の申請受理	法43 令4①Ⅱ	法定		
40①②	報告及び立入検査 ※40①(4Ⅲの承認を受けた者に係るものに限る)、 40②(承認試験研究製造者に係るものに限る)	法43 令4①Ⅱ	法定	○	
9③	製造業者からの亡失等の報告の徴収	法43 令4①Ⅲ	法定		
<9③>	輸入業者からの亡失等の報告の徴収 ※法20において準用	法43 令4①Ⅲ	法定		
<9③>	販売事業者からの亡失等の報告の徴収 ※法25において準用	法43 令4①Ⅲ	法定		
<9③>	許可使用者からの亡失等の報告の徴収 ※法30において準用	法43 令4①Ⅲ	法定		
13①	製造事業者の相続人による必要な行為の継続の申請の受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	法定		
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	法定		
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	法定		
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限る)	法43 令4①Ⅳ	法定		
15	酒母等の移出の承認	法43 令4①Ⅴ	法定		
16①②	輸入の許可	法43 令4①Ⅵ	法定		

I-(47)  
46

法律名: アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①VI	法定		
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
<8①②>	変更の許可等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
<10>	業務改善命令 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定	○	
<11①>	廃止の届出 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
<12>	許可の取消し等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定	⊖	
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
40①②	報告及び立入検査 (輸入事業者に係るものに限る)	法43 令4①VI	法定	○	
17ただし書	試験研究輸入の承認	法43 令4①VII	法定		
40①②	報告及び立入検査 ※40①(法第17条ただし書の承認を受けた者に係るものに限る)②(承認輸入者に係るものに限る)	法43 令4①VII	法定	○	
21①②	販売の許可	法43 令4①VIII	法定		
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①VIII	法定		
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		
<8①②>	変更の許可等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		
<10>	業務改善命令 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定	○	
<11①>	廃止の届出 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		

I - (47)  
46

法律名: アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
40①②	報告及び立入検査 ※販売事業者に係るものに限る	法43 令4①Ⅷ	法定	○	
22①ただし書	譲渡の承認	法43 令4①Ⅸ	法定		
26①②	使用の許可	法43 令4①Ⅹ	法定		
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①Ⅹ	法定		
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<8①②>	変更の許可等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<10>	業務改善命令 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定	○	
<11①>	廃止の届出 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<40①②>	報告及び立入検査 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定	○	
32①②③	担保の提供命令等	法43 令4①Ⅺ	法定		

I-(47)  
46 法律名：アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
12	許可の取消し等	法43 令4①I
<12>	許可の取消し等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI
<12>	許可の取消し等(販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII
<12>	許可の取消し等(許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①x

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (48)  
47 法律名: 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12  
法116)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25③ 令7⑤I	法定	○	指示 事後報告
11①②⑤ ⑥	登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知	法25③ 令7⑤II	法定	○	指示 事後報告
15①②	登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示	法25③ 令7⑤II	法定	○	指示 事後報告
24①~③	食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査	法25③ 令7⑤III	法定	○	指示 事後報告

I 一(48)  
47 法律名: 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12法  
116)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
17①	登録再生利用事業者の登録の取消し	法25③ 令7⑤Ⅱ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(49) 法律名: 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(H23法108号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(H14法62)電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(H14法62)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9②	新エネルギー等発電設備の認定	通達・訓令等
9④	新エネルギー等発電設備の取消	通達・訓令等
9⑤	新エネルギー等発電設備の変更認定	通達・訓令等
9⑤	新エネルギー等発電設備の廃止届出	通達・訓令等
9⑤	新エネルギー等発電設備の氏名等変更届出	通達・訓令等
12①	新エネルギー等発電設備に係る報告徴収	通達・訓令等
12②	新エネルギー等発電設備に係る立入検査	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (50)  
49

法律名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
130③	報告の徴収	法134 令21①	法定	○	指示 事後報告
131②	立入検査	法134 令21①	法定	○	指示 事後報告



## I-(51) 法律名：個人情報の保護に関する法律(H15法57)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
32	個人情報取扱事業者に対する報告の徴収	令12②④ (告示)
33	個人情報取扱事業者に対する助言	令12②④ (告示)
34	個人情報取扱事業者に対する勧告及び命令	令12②④ (告示)
37,39	認定個人情報保護団体の認定	令12②④ (告示)
40	認定個人情報保護団体の廃止の届出を受けること	令12②④ (告示)
46	認定個人情報保護団体に対する報告の徴収	令12②④ (告示)
47	認定個人情報保護団体に対する命令	令12②④ (告示)
48	認定個人情報保護団体の認定の取消し	令12②④ (告示)

I —(52)  
50 法律名: 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18	技術基準適合命令	法33 規則36①I	法定	○	指示 事後報告
28②	指導及び助言	法33 規則36①II	法定	○	指示 事後報告
29①	報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る)	法33 規則36①III	法定	○	指示 事後報告
29②	立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに限る)	法33 規則36①IV	法定	○	指示 事後報告

I - (53) 法律名: 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律  
 51 (H17法85)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7①②	特定流通業務施設の計画の確認の申請の受理・確認 特定流通業務施設の確認	法24 令7③	自治		事後報告

I—(53) 法律名：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(H17法  
51 85)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4①③	総合効率化計画の認定	法24 令7③
4⑤	総合効率化計画の認定に伴う都道府県知事からの意見徴収	法24 令7③
5①②	総合効率化計画の変更の認定等 総合効率化計画の変更等	法24 令7③
21	報告の徴収	法24 令7③

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(54)  
52 法律名: 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(H  
18法33)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4①	特定研究開発等計画の認定	法13 規則7
5①②	特定研究開発等計画の変更等	法13 規則7
12	報告徴収	法13 規則7

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (55)  
53

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
46②	移行期間内に認定又は認可を受けず解散したものとみなされた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
67②	合併契約に係る理事の定める手続きの承認	通達・訓令等
69①	特例民法法人の合併の認可	通達・訓令等
69②	合併に係る申請書の受理	通達・訓令等
69④	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書の受理	通達・訓令等
69⑤	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書及び意見書の送付	通達・訓令等
72②	特例民法法人の合併登記後の届出の受理	通達・訓令等
92	最初の評議員の選任に係る定め認可	通達・訓令等
94⑥	定款変更の認可	通達・訓令等
96①	特例定民法法人に対する必要な措置に係る命令	通達・訓令等
96②	特例定民法法人に対する解散命令	通達・訓令等
96③	官報掲載	通達・訓令等
97	解散命令を行った特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
104②	公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する行政庁による意見聴取への回答	通達・訓令等
105	公益社団法人及び公益財団法人の認定及び不認定の通知の受理	通達・訓令等
106②	特例定民法法人の解散の登記及び公益社団法人及び公益財団法人の設立の登記をした旨の届出の受理	通達・訓令等
108②	公益社団法人及び公益財団法人の認定後の行政庁への事務の引継ぎ	通達・訓令等
109②	公益認定に関する登記を怠ることによる認定の取消しの通知の受理	通達・訓令等
109⑤	移行期間満了の日後に認定取消処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
110②	移行期間満了の日後に認定しない処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
120④	一般社団法人及び一般財団法人の認可に関する行政庁による意見聴取への回答	通達・訓令等

120⑤	一般社団法人及び一般財団法人の認可及び不認可の通知の受理	通達・訓令等
<106②>	特例定民法法人の解散の登記及び一般社団法人及び一般財団法人の設立の登記をした旨の届出の受理※121①において準用	通達・訓令等
<110②>	移行期間満了の日後に認可しない処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託※121②において準用	通達・訓令等
<109②>	認可に関する登記を怠ることによる認可の取消しの通知の受理 ※131③において準用	通達・訓令等
<109⑤>	移行期間満了の日後に認可取消処分の通知を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託※131⑤において準用	通達・訓令等

**民法(M29法89)**  
 ※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特例民法法人の監督)

**法律名:**

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
38②	定款の変更の認可	通達・訓令等
67②	公益法人への命令	通達・訓令等
67③	公益法人の検査	通達・訓令等
72	残余財産の処分の認可	通達・訓令等
77①	解散登記の届出の受理	通達・訓令等
77②	精算人の登記の届出の受理	通達・訓令等
83	清算終了の届出の受理	通達・訓令等
84の2②	都道府県の執行機関への指示	通達・訓令等
84の2③	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	通達・訓令等
84の2④	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。



I-(56)  
54

法律名： 犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
13	報告	法20⑩ 令27①～③	法定		指示 事後報告
14①	立入検査	法20⑩ 令27①～③	法定	○	指示 事後報告
15	指導、助言、勧告等	法20⑩ 令27①	法定	○	同意 指示
16	是正命令	法20⑩ 令27①	法定	○	同意 指示

## I-(54) 法律名：犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
13	報告	法20⑩ 令27①～③
14①	立入検査	法20⑩ 令27①～③
15	指導、助言、勧告等	法20⑩ 令27①
16	是正命令	法20⑩ 令27①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I - (57) 法律名: 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(H19法39)  
 55

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4②	地域産業資源の内容の指定	法18 規則3①	法定		事前協議 事後報告
6①②④ ⑤	地域産業資源活用事業計画の認定	法4718 規則3①	法定	○	事後報告
7	地域産業資源活用事業計画の変更等	法4718 規則3①	法定	○	事後報告
44	基準に適合することについて経済産業大臣の確認 (課税の特例の適用条件)	法47 規則3①	法定	⊖	事後報告
4516	認定地域産業資源活用事業を行う者に対する報告の徴収	法4718 規則3①	法定	○	事後報告

I-(55) 法律名: 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(H19法39)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
44	基準に適合することについて経済産業大臣の確認(課税の特例の適用条件)	法17 規則3④

(備考)

~~—特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。~~

I-(58) 法律名：統計法(H19法53)  
56

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等) (調査票の受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等) (期日に従った経済産業大臣への調査票の提出)	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の統計調査員の設置に係る事務	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等) (保存期間に従った調査票の保存)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等) (調査票の配布)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等) (調査票の受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等) (ファイルへの記録により提出された調査票の受理)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査の実施に係る事務 (ファイルの整理・審査による経済産業大臣への調査票の提出)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等) (保存期間に従った調査票の保存)	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I — (59)  
57 法律名：株式会社日本政策金融公庫法(H19法57)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
17②	指定の公示	法60⑤ 令33①②
24	監督命令	法60⑤ 令33①②
25①	業務の休廃止	法60⑤ 令33①②
59④②	報告及び検査	法60⑤ 令33①～④

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(60) 法律名: 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律  
(H20法33)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
12①	経済産業大臣の認定(非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例の適用の前提となるもの)	法16 規則10①	法定	⊖	事後報告

I-(60) 法律名: 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(H20  
58 法33)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
12①	経済産業大臣の認定(非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例の適用の前提となるもの)	法16 規則19①
12②	経済産業大臣の認定の取消し	通達・訓令等
12②	経済産業大臣の確認(各種報告に係るもの)	通達・訓令等
12②	経済産業大臣の確認(経営承継贈与者の相続が開始した場合に係るもの)	通達・訓令等
12②	経済産業大臣の確認の取消し(経営承継贈与者の相続が開始した場合に係るもの)	通達・訓令等
15	経済産業大臣の確認(指導及び助言に係るもの)	通達・訓令等
15	経済産業大臣の変更の確認(特定後継者の変更に係るもの)	通達・訓令等
15	経済産業大臣の変更の確認(特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画の変更に係るもの)	通達・訓令等
15	経済産業大臣の確認の取消し(第16条第1項の確認(第17条第1項又は第2項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認)に係るもの)	通達・訓令等
12②	東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認及び確認の取消し	通達・訓令等
12②	東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認に係る報告受理	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。



I-(61)  
59

法律名: 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(H20法38)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①③	農商工等連携事業計画の認定	法1920 命令5⑤	法定	○	事後報告
<4③>	農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	法1920 命令5⑤	法定	○	事後報告
5①~③	農商工等連携事業計画の変更等	法1920 命令5⑤	法定	○	事後報告
14	基準に適合することについての経済産業大臣の確認(課税の特例の適用条件)	法19 命令5⑤	法定	⊖	事後報告
17①18①	認定農商工等連携事業者に対する報告の徴収	法1920 命令5⑤	法定	○	事後報告
6①③	農商工等連携支援事業計画の認定	法1920 省令4②	法定	○	事後報告
<6③>	農商工等連携支援事業計画の変更の認定 ※7③において準用	法1920 省令4②	法定	○	事後報告
7①②	農商工等連携支援事業計画の変更等	法1920 省令4②	法定	○	事後報告
17②18②	認定農商工等連携支援事業者に対する報告の徴収	法1920 省令4②	法定	○	事後報告

I - (62) 法律名: 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (H21法80)  
60

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①③④	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の認定	法14 規則8①	法定	○	事後報告
<4③④>	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更の認定 ※法5④において準用	法14 規則8①	法定	○	事後報告
5①~③	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更等	法14 規則8①	法定	○	事後報告
13①	認定商店街活性化事業者に対する報告の徴収	法14 規則8①	法定	○	事後報告
6①③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の認定	法14 規則8②	法定	○	事後報告
<6③>	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更の認定 ※法7④において準用	法14 規則8②	法定	○	事後報告
7①~③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更等	法14 規則8②	法定	○	事後報告
13②	認定商店街活性化支援事業者に対する報告徴収	法14 規則8②	法定	○	事後報告

I 一 (63) 法律名：東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
 61 に関する法律(H23法29)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
39①	東日本大震災の被災者等が震災による滅失建物等に代替する建物等を取得した場合の登録免許税免税措置に係る被災代替建物であることの証明	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(62) 法律名：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(H23法108)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6②	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定に係る業務	通達・訓令等
6④	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の変更に係る業務	通達・訓令等
6⑤	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の軽微な変更の届出の受理に係る業務	通達・訓令等
6⑥	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定の取消しに係る業務	通達・訓令等
17①	賦課金の特例に係る事業所の認定に係る業務	通達・訓令等
17⑤、⑥	賦課金の特例に係る事業所の認定の取消しに係る業務	通達・訓令等
40①、②	上記に係る報告徴収及び立入検査に係る業務	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

63  
62 法律名：福島復興再生特別措置法(H24法25)  
I－(64)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
46②	電気事業法9②(電気工作物の氏名又は名称及び住所の変更の届出)の規定による内閣総理大臣を経由しての届出	法73 電事法令9表 I

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## II 地方整備局

## 移譲対象出先機関実施事務等

### —目次—

## Ⅱ. 地方整備局関係（~~8890~~法律）

(1) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）	…1
(2) 運河法（大正二年法律第十六号）	…2
(3) 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）	…3
(4) 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）	…4
(5) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）	…5
(6) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）	…7
(7) 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）	…9
(8) 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）	…10
(9) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）	…11
(10) 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	…13
(11) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	…14
(12) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）	…16
(13) 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）	…17
(14) 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）	…18
(15) 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）	…19
(16) 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	…23
(17) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	…24
(18) 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	…29
(19) 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）	…33
(20) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）	…34
(21) 海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）	…36
(22) 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）	…38
(23) 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	…39
(24) 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）	…41
(25) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）	…42
(26) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	…43
(27) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	…44
(28) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 （昭和三十三年法律第九十八号）	…46
(29) 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）	…48
<del>(30) 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）</del>	…49
(30-31) 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）	…50
(31-32) 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）	…51
(32-33) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	…52
(33-34) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 （昭和三十九年法律第百四十五号）	…54
(34-35) 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）	…56

( <del>35-36</del> )	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）	…60
( <del>36-37</del> )	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）	…61
( <del>37-38</del> )	首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百号）	…62
( <del>38-39</del> )	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百号）	…63
( <del>39-40</del> )	近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）	…65
( <del>40-41</del> )	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）	…66
( <del>41-42</del> )	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	…67
( <del>42-43</del> )	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	…69
( <del>43-44</del> )	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）	…73
( <del>44-45</del> )	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）	…74
( <del>45-46</del> )	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	…75
( <del>46-47</del> )	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）	…76
( <del>47-48</del> )	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 （昭和五十年法律第六十七号）	…78
( <del>48-49</del> )	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）	…80
( <del>49-50</del> )	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）	…81
( <del>50-51</del> )	幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）	…83
( <del>51-52</del> )	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	…84
( <del>52-53</del> )	民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）	…85
( <del>53-54</del> )	集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）	…86
( <del>54-55</del> )	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法 （昭和六十三年法律第四十七号）	…87
( <del>55-56</del> )	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）	…88
( <del>56-57</del> )	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 （平成四年法律第六十二号）	…89
( <del>57-58</del> )	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）	…90
( <del>58-59</del> )	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）	…91
( <del>59-60</del> )	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	…92
( <del>60-61</del> )	環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）	…96
( <del>61-62</del> )	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）	…97
( <del>62-63</del> )	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）	…98
( <del>63-64</del> )	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	…99
( <del>64-65</del> )	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 （平成十一年法律第百三十一号）	…100
( <del>65-66</del> )	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成十二年法律第五十七号）	…101
( <del>66-67</del> )	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）	…102
( <del>67-68</del> )	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）	…103



( <del>68-6-9</del> ) 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	…105
( <del>69-7-0</del> ) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	…106
( <del>70-7-1</del> ) 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）	…107
<del>(72) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）</del>	…108
( <del>71-7-3</del> ) 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）	…109
( <del>72-7-4</del> ) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 （平成十六年法律第三十一号）	…110
( <del>73-7-5</del> ) 景観法（平成十六年法律第百十号）	…112
( <del>74-7-6</del> ) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）	…113
( <del>75-7-7</del> ) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）	…114
( <del>76-7-8</del> ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 （平成十八年法律第五十号）	…115
( <del>77-7-9</del> ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （平成十八年法律第九十一号）	…117
( <del>78-8-0</del> ) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）	…119
( <del>79-8-1</del> ) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 （平成十九年法律第三十九号）	…120
( <del>80-8-2</del> ) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）	…121
( <del>81-8-3</del> ) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）	…122
( <del>82-8-4</del> ) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 （平成二十年法律第三十八号）	…123
( <del>83-8-5</del> ) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施 設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）	…124
( <del>84-8-6</del> ) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利 用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）	…125
( <del>85-8-7</del> ) 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等 による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）	…126
( <del>86-8-8</del> ) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）	…134
( <del>87-8-9</del> ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）	…135
( <del>88-9-0</del> ) 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	…136

## II-(1) 法律名：砂防法(M30法29)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4②	指定土地における一定の行為の禁止・制限	職権省令Ⅰ
6②	砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示(砂防設備により特に利益を受ける地方公共団体が2以上の地方整備局の管轄区域にわたる場合を除く)	職権省令Ⅱ
7	都道府県の管内の公共団体の行政庁に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
8	他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要がある場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
11の2①	砂防設備台帳の調製、保管 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
22	土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
23	指定土地等への立入、障害物の除却等 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
18②	費用の追徴	職権省令Ⅳ
29	許可の取消、効力の停止、条件変更、設備変更、原形回復命令等	職権省令Ⅴ
30	更正命令等	職権省令Ⅵ
36	法令による義務の履行命令	職権省令Ⅵ
37	保証金の納付目的又は過料への充用	職権省令Ⅵ
38	私人が負担する費用等の徴収	職権省令Ⅵ
39	職権の行政処分による強制	職権省令Ⅵ
32①	砂防行政についての行政庁への指示(都道府県等)	職権省令Ⅶ
6①	砂防設備の直轄による管理、工事の施行、維持	通達・訓令等
15	直轄工事に要する費用の受益市町村への費用の分担	通達・訓令等
16	原因行為者への費用の分担	通達・訓令等
17	直轄工事に要する費用の受益都道府県への費用の分担	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## II-(2) 法律名：運河法(T2法16)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
1	運河の開設の免許(*)	規則22
2①	工事設計の認可の申請期限の指定(*)	規則22
3②	運河の接続に係る設備共用命令等	規則22
8①	事業の報告の徴収等	規則22
9	運河の維持修繕命令等	規則22
17	免許の取消(*)	規則22

(\*)2以上の地方整備局の管轄区域にまたがる運河に関するもの以外のものを地方整備局長へ委任。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

### Ⅱ－(3) 法律名：公有水面埋立法(T10法57)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
23②	都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許可をする際に報告を受けること	規則17
27③	都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をする際に協議を受けること	規則17
29③	都道府県知事が埋立地の用途変更の許可をする際に協議を受けること	規則17
33②	都道府県知事から違反事実の更生の命令をするときの報告を受けること	規則17
47①	都道府県知事の職権に属する事項(埋立免許)に関する認可 (①50haを超える埋め立て及び②2以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立て等を除く)	規則17

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## Ⅱ－(4) 法律名：公益信託ニ関スル法律(T11法62)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
2①	公益信託の引受けの許可	政令2① (*)
3	公益信託の監督	政令2① (*)
4①	公益信託の検査、処分命令	政令2① (*)
5①	公益信託の変更の命令	政令2① (*)
6	公益信託の変更、併合、分割の許可	政令2① (*)
7	受託者の任務を辞する許可	政令2① (*)
8	信託法に規定する裁判所の権限に関する事務	政令2① (*)
9	公益信託終了時に帰属権利者がいない場合の信託の継続	政令2① (*)

(\*)公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## Ⅱ－(5) 法律名：建設業法(S24法100)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3①	建設業の許可等	規則29
3の2①	建設業の許可の条件及び変更	規則29
5	許可申請書の受理	規則29
7	経營業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の認定	規則29
11①～⑤	営業所の所在地等の変更の届出(一般建設業)	規則29
12	建設業者の廃業等の届出(一般建設業)	規則29
13	提出書類の閲覧(一般建設業)	規則29
15	特定建設業許可における営業所の専任技術者の認定	規則29
<5>	特定建設業者に係る建設業の許可の申請等 ※17において準用	規則29
<11①～⑤>	特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 ※17において準用	規則29
<12>	特定建設業者に係る建設業者の廃業等の届出 ※17において準用	規則29
<13>	特定建設業者に係る提出書類の閲覧 ※17において準用	規則29
19の5	発注者に対する勧告	規則29
24の6③	下請負人に対する特定建設業者の指導等に係る通報を受けること	規則29
25の27②	建設業者の施工技術の確保に資するための措置	規則29
27③	技術検定合格証明書の交付等	規則29
27の26①②④	経営規模等評価	規則29
27の27	申請者に対する経営規模等評価の結果の通知	規則29
27の28	経営規模等評価の再審査の申立の受理	規則29
27の29①②③	申請者に対する総合評定値の通知	規則29
27の37	建設業者団体の届出	規則29
27の38	建設業者団体に対する報告徴求	規則29

## II-(5) 法律名：建設業法(S24法100)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
28①③⑦	建設業者への指示及び営業の停止等	規則29
28⑥	都道府県知事が建設業者へ処分をおこなったときの報告を受けること	規則29
29①②、29の2①	建設業者の許可の取り消し	規則29
29の3③	建設工事の施工の差止め命令	規則29
29の4①②	新たに営業を開始することの禁止	規則29
29の5②③④	建設業者監督処分簿の備付け等	規則29
30①	建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること	規則29
31①	報告徴収・立入検査	規則29
41①	建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告	規則29
41②③	立替払等の勧告	規則29
42①②、42の2④	公正取引委員会への措置請求等	規則29

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## II-(6) 法律名：中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9の2⑦	組合員の福利厚生に関する共済事業を行う事業協同組合等が他の事業を行うことの承認(*)	令34①
9の2の3①②	事業協同組合等が組合員以外の者に所有する施設を用いて行っている事業を利用させることができることの認可等(*)	令34①
9の6の2①④	事業協同組合等の共済規程の認可等(*)	令34①
<9の6の2①④>	協同組合連合会の共済規程の認可等(*) ※9の9⑤において準用	令34①
9の7の5①	共済事業を行う事業協同組合等に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等) (*)	令34①
<9の7の5①>	共済事業を行う協同組合連合会に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等) (*) ※9の9⑤において準用	令34①
9の9④	共済事業を行う一定規模以上の会員数の協同組合連合会が他の事業を行うことの承認(*)	令34①
27の2①	事業協同組合等の設立の認可(*)	令34①
35の2	組合の役員の変更の届出を受けること(*)	令34①
48	組合員が総会を招集することの承認(*)	令34①
51②	定款の変更の認可(*)	令34①
57の5	共済事業を行う組合等の余裕金運用の制限に関する認可(*)	令34①
58の7②③	共済計理人から理事会に提出した意見書写しの提出を受けること等(*)	令34①
58の8	組合に対し共済計理人の解任を命ずること(*)	令34①
62②④	組合の解散の届出等(*)	令34①
66①	組合の合併の認可(*)	令34①
96⑤	組合の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと(*)	令34①
104①②	組合の運営が著しく不当であると思料する組合員等からの不服の申出を受けること等(*)	令34①
105①②	組合員から組合に対する検査の請求を受けること等(*)	令34①
105の2①②	組合から決算関係書類の提出を受けること(*)	令34①



## Ⅱ－(6) 法律名：中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
105の3①～④	組合に対する報告の徴収(*)	令34①
105の4①～④	組合に対する立入検査(*)	令34①
106①～③	組合に対する法令等違反に係る措置命令等(*)	令34①
106の2①②④⑤	共済事業を行う組合に対する措置命令等(*)	令34①
106の3	共済事業を行う組合からの共済代理店の設置等の届出を受けること(*)	令34①

(\*)全国を地区とするものを除く。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## Ⅱ－(7) 法律名：測量法(S24法188)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
55の2	測量業者の登録申請書の提出を受けること	規則19
55の5①②	測量業者登録簿への登録等	規則19
55の6①②	測量業者登録の拒否等	規則19
55の7①②	測量業者の登録事項の変更登録申請を受けること	規則19
<55の5①②>	測量業者登録簿への変更登録等 ※55の7③において準用	規則19
<55の6①②>	測量業者の変更登録の拒否等 ※55の7③において準用	規則19
55の8①②	測量業者から営業経歴書等の提出を受けること	規則19
55の9①②	測量業者から廃業等の届出を受けること	規則19
55の10①	測量業者登録簿からの登録の消除	規則19
<55の6②>	測量業者登録簿からの登録の消除の通知 ※55の10②において準用	規則19
55の12①	測量業者登録簿を閲覧に供すること	規則19
55の12②③	測量業者の登録等の書類の写し等を都道府県知事に送付等すること	規則19
56の6	測量業者への助言	規則19
57①②	測量業者の登録の取消し、営業の停止	規則19
<55の6②>	測量業者の登録を取り消した場合等の通知 ※57③において準用	規則19
57の2①②	測量業者の登録の取消しに係る聴取を行う場合及び営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合には参考人の意見を聴くこと	規則19
57の3①	測量業を営む者に対する報告徴収、立入検査	規則19

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## Ⅱ－(8) 法律名：水防法(S24法193)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7③	二以上の都府県に関係する水防計画について、関係都府県知事から報告を受けること	規則5
10①	洪水のおそれがあるときの気象庁長官の通知の受理	規則5
10②	国交大臣が指定した河川等に洪水のおそれがあるときの関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5
13①	国交大臣が指定した河川の水位情報の関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5
14①③	国交大臣が指定した河川の浸水想定区域の指定及び関係市町村への通知	規則5
16①②④	国交大臣が指定した河川等の水防警報を行うこと及び関係都道府県への通知 ※16条1項について、河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5
27②	水防上緊急を要する通信のための電気通信設備の優先的利用	規則5
40	水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言	規則5
47①	報告徴収(都道府県)	規則5
47①	報告徴収(水防管理団体)	規則5
48	勧告・助言(都道府県)	規則5
48	勧告・助言(水防管理団体)	規則5

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(9) 法律名： 建築基準法(S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
6の2①、7の2①	建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定(*)	省令80	自治		
77の18③	指定確認検査機関指定時に特定行政庁の意見を聴くこと(*)	省令80	自治		
77の20、77の21①～③	指定確認検査機関の指定、指定の公示、名称等の変更の届出受理等(*)	省令80	自治		
77の22①②④	指定確認検査機関の業務区域の増加等の認可等(*)	省令80	自治		
<77の18③、77の20>	指定確認検査機関の業務区域増加認可時に特定行政庁の意見を聴くこと等(*) ※77の22③において準用	省令80	自治		
77の23①	指定確認検査機関の指定の更新(*)	省令80	自治		
<77の18③、77の20>	指定確認検査機関指定更新時に特定行政庁の意見を聴くこと(*) ※77の23②において準用	省令80	自治		
77の24③④	確認検査員の選任又は解任の届出受理等(*)	省令80	自治		
77の27①③	確認検査業務規程の認可、変更命令等(*)	省令80	自治		
77の30①②	確認検査機関に対する監督命令(*)	省令80	自治		
77の31①③④	確認検査機関に対する報告徴収・立入検査等(*)	省令80	自治		
77の33	指定確認検査機関に対する配慮(*)	省令80	自治		
77の34①③	確認検査業務の休止又は廃止の届出受理等(*)	省令80	自治		
77の35①～③	指定確認検査機関の指定の取消し等(*)	省令80	自治		
<6の2①>	指定確認検査機関の指定(*) ※87①において準用	省令80	自治		
<6の2①、7の2①>	指定確認検査機関の指定(*) ※87の2①において準用	省令80	自治		
<6の2①、7の2①>	指定確認検査機関の指定(*) ※88①②において準用	省令80	自治		

(\*)確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任。

## Ⅱ－(9) 法律名：建築基準法(S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9の3①②	特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知	規則12
14①②	勧告、助言又は援助	規則12
16	必要な報告等	規則12
17②④⑨⑩	特定行政庁(都道府県知事)に対する指示等	規則12
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(市町村)への承認	規則12
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(都道府県)への承認	規則12
68の2⑤	用途地域の制限緩和に係る市町村への承認	規則12
77の58①②、77の60	建築基準適合判定資格者の登録	規則12
77の61	建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理	規則12
77の62①②③	建築基準適合判定資格者の登録の消除等	規則12
77の65	手数料の納付	規則12
85の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認	規則12

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(10) 法律名：建築士法(S25法202)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5②	一級建築士免許の交付	規則24 I
5の2①②	一級建築士の住所等の届出の受理	規則24 II
8の2	一級建築士の死亡等の届出の受理	規則24 II の II
10①～③	一級建築士に対する戒告、聴聞、参考人の意見を聴くこと	規則24 III
10の2③④	構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等	規則24 IV

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## Ⅱ－(11) 法律名：港湾法(S25法218)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
43の6	開発保全航路の開発等	令22① I
<55の2>	他人の土地への立入等(開発保全航路に関する工事) ※43の7において準用	令22① I
<55の4>	開発保全航路に関する工事によって損失を受けた者に対する損失補償 ※43の7において準用	令22① I
<55の5>	開発保全航路に関する工事に伴う工事の費用の補償 ※43の7において準用	令22① I
43の8②、③	開発保全航路内の占用許可等	令22① I
<37③>	国又は地方公共団体の開発保全航路内の占用等に係る協議 ※43の8④において準用	令22① I
<<43の2>>	他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担 ※43の9②において準用	令22① I
<43の3①>	開発保全航路に関する工事の必要を生じさせた者に費用を負担させること ※43の9②において準用	令22① I
<43の4①>	開発保全航路に関する工事によって利益を受ける者に費用を負担させること ※43の9②において準用	令22① I
43の10において準用する企業合理化促進法8①②	事業者の申請による開発保全航路に関する工事の施行等	令22① I
56の6①②③	開発保全航路の <del>に</del> 開発等に係る負担金の強制徴収等	令22① I
46①	国が負担した港湾施設の譲渡等の認可	令22① II
58③	埋立の目的以外の用途使用等に係る協議	令22① III
56の4①～⑦⑨	監督処分	令22②
56の5①③④	報告の徴収等(開発保全航路の水域の <del>占有</del> 占有等の許可を受けた者に対する事務)	令22②
56の5②～④	報告の徴収等(港湾運営会社に対する事務)	令22②
52①	国土交通大臣による港湾工事の施行	通達・訓令等
55の2	国土交通大臣が行う港湾工事に伴う調査又は測量を行うための他人の土地への立入	通達・訓令等
53	国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた土地又は工作物の港湾管理者への譲渡	通達・訓令等

## Ⅱ－(11) 法律名：港湾法(S25法218)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
54	国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾管理者への貸付け又は管理委託	通達・訓令等
54の2①	港湾管理者が設立された場合の、国の所有又は管理に属する港湾施設の港湾管理者への譲渡、貸付け又は管理委託	通達・訓令等
55①	国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾運営会社への貸付け	通達・訓令等
55の4	国土交通大臣が行う港湾工事により損失を受けた者に対する損失補償	通達・訓令等
55の5	国土交通大臣が行う港湾工事に伴う工事の費用の補償	通達・訓令等
55の3の2①⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾広域防災区域内において、国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のために必要なもの(港湾広域防災施設)の管理</li> <li>・広域災害応急対策実施のための、港湾広域防災区域内における他人の土地の一時使用等</li> </ul>	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。



## Ⅱ－(12) 法律名：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(S26法97)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7	公共土木施設の災害復旧事業費の決定	令15②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(13) 法律名：官公庁施設の建設等に関する法律(S26法181)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
8①	庁舎が保安上又は防火上危険であると認める場合の各省各庁の長に対する措置の勧告	規則3
13①②	関係国家機関に対する建築物の位置、規模及び構造並びに保全に関する勧告等	規則3
13③	建築物の保全に関する実地指導	規則3

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## Ⅱ－(14) 法律名：公営住宅法(S26法193)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
11①②	補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知	規則28①
37①	公営住宅等の用途廃止の承認	規則28②
44①③	公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認	規則28③
45①②	社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認	規則28④
46①	他の地方公共団体への譲渡の承認	規則28⑤
49①	事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせること	規則28⑥
50	国の補助金の返還命令等	規則28⑦
51 I	厚生労働大臣との協議(補助金の交付決定)	規則28⑧
51 II III	厚生労働大臣との協議(譲渡の承認等)	規則28⑨

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ-(15) 法律名: 土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18①	事業認定申請書の提出を受けること(※1)	規則26	法定	○	
18①②	事業認定申請書の欠陥の補正及び却下(※1)	規則26	法定	○	
20	事業の認定(※1)	規則26	法定	○	事後報告
21①②	土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取(※1)	規則26	法定	○	
22	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取(※1)	規則26	法定	○	
23①②	事業認定に係る公聴会の開催(※1)	規則26	法定	○	
24①③	事業認定申請書の送付及び縦覧(※1)	規則26	法定	○	
25②	利害関係人の意見書の送付を受けること等(※1)	規則26	法定	○	
25の2①	社会資本整備審議会等の意見の聴取(※2)	規則26	法定	○	承認
26①③	事業の認定の告示(※1)	規則26	法定	○	
26の2①	起業地を表示する図面の長期縦覧(※1)	規則26	法定	○	
28	事業の認定の拒否(※1)	規則26	法定	○	
32①②	手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等(※1)	規則26	法定	○	
33	手続の保留の告示(※1)	規則26	法定	○	
125①	事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること(※1)	規則26	法定	○	
131の2	事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略(※1)	規則26	法定		
<18①>	権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業認定申請書の提出を受けること(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
<18①②>	権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業認定申請書の欠陥の補正及び却下(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
<20>	権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業の認定(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	事後報告

Ⅱ-(15) 法律名: 土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
〈21①②〉	権利、物件及び主砂石れき等の管理者及び関係行政機関の意見の聴取(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈22〉	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈23①②〉	権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業認定に係る公聴会の開催(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈24①③〉	権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業認定申請書の送付及び縦覧(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈25②〉	利害関係人の意見書の送付を受けること等(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈25の2①〉	社会資本整備審議会等の意見の聴取(※2) ※138において準用	規則26	法定	○	承認
〈26①③〉	権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業の認定の告示(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈26の2①〉	権利、物件及び主砂石れき等を表示する図面の長期縦覧(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈28〉	権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業の認定の拒否(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈32①②〉	権利、物件及び主砂石れきの収用等の手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等(※1)	規則26	法定	○	
〈33〉	権利、物件及び主砂石れきの収用等の手続の保留の告示(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈125①〉	権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること(※1) ※138において準用	規則26	法定	○	
〈131の2〉	権利、物件及び主砂石れきの収用等の事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略(※1) ※138において準用	規則26	法定		

(※1)17①Ⅲに掲げる事業に関するものを除く。

(※2)17①Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲げる事業に関するものを除く。

## Ⅱ－(15) 法律名：土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
18①	事業認定申請書の提出を受けること <del>(※1)</del>	規則26
19①②	事業認定申請書の欠陥の補正及び却下 <del>(※1)</del>	規則26
20	事業の認定 <del>(※1)</del>	規則26
21①②	土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取 <del>(※1)</del>	規則26
22	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取 <del>(※1)</del>	規則26
23①②	事業認定に係る公聴会の開催 <del>(※1)</del>	規則26
24①③	事業認定申請書の送付及び縦覧 <del>(※1)</del>	規則26
25②	利害関係人の意見書の送付を受けること等 <del>(※1)</del>	規則26
25の2①	社会資本整備審議会等の意見の聴取 <del>(※2)</del>	規則26
26①③	事業の認定の告示 <del>(※1)</del>	規則26
26②	事業の認定の告示(都道府県知事から事業認定の告示の報告を受けること等)	規則26
26の2①	起業地を表示する図面の長期縦覧 <del>(※1)</del>	規則26
27①～④⑥⑦	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分	規則26
28	事業の認定の拒否 <del>(※1)</del>	規則26
30②③	事業の廃止又は変更の報告を受けること	規則26
32①②	手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等 <del>(※1)</del>	規則26
33	手続の保留の告示 <del>(※1)</del>	規則26
125①	事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること <del>(※1)</del>	規則26
131の2	事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略 <del>(※1)</del>	規則26
<18①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の提出を受けること <del>(※1)</del> ※138において準用	規則26
<19①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の欠陥の補正及び却下 <del>(※1)</del> ※138において準用	規則26
<20>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定 <del>(※1)</del> ※138において準用	規則26
<21①②>	権利、物件及び土砂石れき等の管理者及び関係行政機関の意見の聴取 <del>(※1)</del> ※138において準用	規則26

## Ⅱ－(15) 法律名：土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<22>	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取 <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26
<23①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定に係る公聴会の開催 <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26
<24①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の送付及び縦覧 <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26
<25②>	利害関係人の意見書の送付を受けること等 <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26
<25の2①>	社会資本整備審議会等の意見の聴取 <del>(*2)</del> ※138において準用	規則26
<26①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示 <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26
<26②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示(都道府県知事から報告を受けること等) ※138において準用	規則26
<26の2①>	権利、物件及び土砂石れき等を表示する図面の長期縦覧 <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26
<27①～④⑥⑦>	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 ※138において準用	規則26
<28>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の拒否 <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26
<30②③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止又は変更の報告を受けること ※138において準用	規則26
<32①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等 <del>(*1)</del>	規則26
<33>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の告示 <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26
<125①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26
<131の2>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略 <del>(*1)</del> ※138において準用	規則26

~~(\*1)~~17①Ⅲに掲げる事業に関するもの

~~(\*2)~~17①Ⅰ,Ⅱ,Ⅲに掲げる事業に関するもの

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

## Ⅱ-(16) 法律名：宅地建物取引業法(S27法176)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3①③	宅地建物取引業の免許及び免許の更新等	規則32①
3の2①	免許に条件を付し、及びこれを変更すること	規則32①
4①	免許申請書の受理	規則32①
6	免許証の交付	規則32①
8①②	宅地建物取引業者名簿への登載	規則32①
9	免許申請事項の変更の届出受理	規則32①
10	宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること	規則32①
11①	廃業等の届出受理	規則32①
25④⑥⑦	営業保証金供託済の届出、催告、免許取消	規則32①
<25④>	事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出 ※26②において準用	規則32①
<25④>	宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出 ※64の7③において準用	規則32①
<25④>	社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出 ※64の15において準用	規則32①
<25④>	宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供託済の届出 ※64の23において準用	規則32①
28②	営業保証金の不足額の供託の届出	規則32①
50②	業務を行う場所の届出	規則32①
64の4②	宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告	規則32①
65①②	宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止(*)	規則32①
66①②	宅地建物取引業者の免許の取消し	規則32①
67①	宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し	規則32①
69①②	聴聞を行うこと(*)	規則32①
70①③	監督処分公告、報告徴収(*)	規則32①
71	宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告(*)	規則32①
72①②	宅地建物取引業者に対する報告徴収、立入検査(*)	規則32①

(\*)宅建業者の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地を管轄する地方整備局長も当該権限を行使することができる。

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。



## Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
75⑥	路線認定の協議に係る裁定等	令39②
<75⑥>	境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定 ※13⑤において準用	令39②
13③	都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道)	令39②
19②③	境界地の管理の方法の協議に係る裁定	令39②
19の2②③	共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定	令39②
20②	兼用工作物の管理の方法の協議に係る裁定	令39②
25①③④	橋等の料金徴収に関する届出等	令39②
26①②③④	橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等	令39②
<19②>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定 ※54②において準用	令39②
<7⑥>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定等 ※54②において準用する19②において準用	令39②
<19の2②>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定 ※54の2②において準用	令39②
<7⑥>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等 ※54の2③において準用する19②において準用	令39②
74	国道新設等の認可	令39②
75①	道路管理者に対する措置等の指示 (指定区間外の国道)	令39②
75② I ③ I	道路管理者に対する処分等の指示 (都道府県道等)	令39②
75② II ③ II	道路管理者に対する処分等の要求 (都道府県道等)	令39②
76	道路管理者からの報告の受理	令39②
77①②	道路に関する調査	令39②
78	道路行政等に対する勧告等	令39②
79①	社会資本整備審議会への諮問	令39②
<75①>	道路予定区域の道路管理者に対する措置等の指示 (指定区間外の国道) ※91②において準用	令39②
<75② I ③ I>	道路予定区域の道路管理者に対する処分等の指示 (都道府県道等) ※91②において準用	令39②

## Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<75②Ⅱ③Ⅱ>	道路予定区域の道路管理者に対する処分等の要求 (都道府県道等) ※91②において準用	令39②
	【道路管理者としての権限】	
12	国道の改築等	令39①
13①	指定区間内の国道の維持・修繕	令39①
18①②	国道の区域決定、供用開始等に係る公示	令39①
19の2①⑤	共用管理施設の管理に係る協議等	令39①
20①②⑥	兼用工作物の管理に係る協議等	令39①
21	他の工作物の管理者に対する工事施行命令等	令39①
22①	工事原因者に対する工事施行命令等	令39①
23①	附帯工事の施工	令39①
24	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等	令39①
24の2①③	駐車場に係る駐車料金の徴収等	令39①
24の3	駐車場に係る駐車料金等の表示	令39①
28①③	道路台帳の調製等	令39①
32①～⑤、 <del>33①</del> <del>②</del> 、34、35、36① ②	道路占用の許可等	令39①
37①～③	道路の占用の禁止等	令39①
38①②	道路の占有に関する工事の施工等	令39①
39①	占用料の徴収等	令39①
40②	原状回復の指示	令39①
42①	道路の維持又は修繕	令39①
43の2	車両の積載物の落下等の予防措置等	令39①
44①②④	損害予防のための区域の指定等	令39①
44の2①～⑤⑦	違法放置物件に対する措置等	令39①

## Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
45①	道路標識等の設置	令39①
46①③	通行の禁止等	令39①
47③	限度をこえる車両の通行の禁止等	令39①
47の2①②⑤	限度をこえる車両の通行の許可	令39①
47の2③	限度をこえる車両の通行の許可に係る手数料の徴収	令39①
47の3①②	車両の通行に関する措置	令39①
47の4①②	制限を行う場合の道路標識の設置	令39①
47の5①③～⑥	市町村による歩行安全改築の要請の受理等	令39①
47の6	道路の立体的区域の決定等	令39①
47の7①②	道路一体建物に関する協定の締結等	令39①
47の10①③	道路保全立体区域の指定等	令39①
48②④	道路保全立体区域内の制限	令39①
48の2①②④	自動車専用道路の指定等	令39①
48の5①～④	自動車専用道路との連結許可	令39①
48の7①②	自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収	令39①
48の8②、48の9	連結許可に基づく地位承継の届出の受理等	令39①
48の10	連結許可等に条件を付すこと	令39①
48の11②	自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①
48の12	違反行為に対する措置	令39①
48の13①～⑤、 48の14①	自転車専用道路の指定等	令39①
48の15④	自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①
48の16	違反行為に対する措置	令39①

## Ⅱ-(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
48の17①	利便施設協定の締結等	令39①
48の18①～③	利便施設協定の公告、縦覧等	令39①
54㊦	境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等	令39㊦
54の2①	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①
55①②	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①
58①	原因者負担金の徴収	令39①
59③	附帯工事に要する費用の徴収	令39①
60	他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収	令39①
61①②	受益者負担金の徴収	令39①
62	道路の占有に関する工事の費用負担	令39①
66①	他人の土地への立入等	令39①
67の2①～⑤	放置車両の移動等	令39①
68①②	災害時における土地の一時使用等	令39①
69①～③	損失の補償等	令39①
70①③④	道路の新設等に伴う損失補償	令39①
71①～⑤	監督処分	令39①
72①③	監督処分に伴う損失補償等	令39①
〈69②③〉	損失を受けたものとの協議等 ※72②において準用	令39①
73①～③	負担金等の強制徴収等	令39①
87①	許可等に条件を附すこと	令39①
91①	道路予定区域の行為許可等	令39①
〈32①～⑤、33①②、34、35、36①②〉	道路予定区域の占用の許可等 ※91②において準用	令39①

## Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<37①～③>	道路予定区域の占用の禁止等 ※91②において準用	令39①
<38①②>	道路予定区域の占用に関する工事の施工等 ※91②において準用	令39①
<39①②>	道路予定区域の占用料の徴収等 ※91②において準用	令39①
<40②>	道路予定区域の原状回復の指示 ※91②において準用	令39①
<44①②④>	道路予定区域の損害予防のための区域の指定等 ※91②において準用	令39①
<44の2①～⑤⑧>	道路予定区域の違法放置物件に対する措置等 ※91②において準用	令39①
<47の10①③>	道路予定区域の道路保全立体区域の指定等 ※91②において準用	令39①
<48②～④>	道路予定区域の道路保全立体区域内の制限 ※91②において準用	令39①
<71①～⑤>	道路予定区域の監督処分 ※91②において準用	令39①
<72①③>	道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等 ※91②において準用	令39①
<73①～③>	道路予定区域の負担金等の強制徴収 ※91②において準用	令39①
<87①>	道路予定区域の許可等に条件を附すこと ※91②において準用	令39①
<92④>	道路予定区域の不用物件の交換等 ※91②において準用	令39①
<93>	道路予定区域の不用物件の使用の申出 ※91②において準用	令39①
91③④	道路予定区域の行為許可に係る損失補償等	令39①
92①④	不用物件の交換等	令39①
93	不用物件の使用の申出	令39①
94①③	不用物件の返還	令39①
95の2①②	公安委員会との調整	令39①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ—(18) 法律名: 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3の3	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24	法定		
9③	都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	法定		事後報告
21③	都道府県知事から、土地区画整理組合の設立認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	法定		事後報告
39④	都道府県知事から、土地区画整理組合の定款変更等の認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	法定		事後報告
51の9③	都道府県知事から、土地区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可したとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	法定		事後報告
52①	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可	規則24	法定		事後報告
55⑨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること</li> <li>・都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること</li> </ul>	規則24	法定		事後報告 (図書の送付を受けることについて)
55⑫	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の変更認可	規則24	法定		事後報告
71の2①、 71の3④⑥ ⑦⑧⑪	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))	規則24	法定		事後報告 (71の2①)
71の3 ④、(71 の3④⑥ ⑦⑧⑪)	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)) ※71の3⑫において準用	規則24	法定		事後報告 (71の3④)
75	都道府県知事等から土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の請求を受けること	規則24	法定	○	
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	規則24	法定		
123①	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24	法定	○	事後報告

## Ⅱ－(18) 法律名：土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3⑤	土地区画整理事業を施行すること等	規則24
3の3	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24
9③	都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
21③	都道府県知事から、土地区画整理組合の設立認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
39④	都道府県知事から、土地区画整理組合の定款変更等の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
51の9③	都道府県知事から、土地区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
52①	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可	規則24
55⑧	・都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24
55⑫	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の変更認可	規則24
70①	土地区画整理審議会を置くこと	規則24
<65>	評価員の選任等 ※71で準用	規則24
71の2①、71の3④⑥⑦⑧⑩	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの)	規則24
71の3⑭、〈71の3④⑥⑦⑧⑩〉	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に係るもの) ※71の3⑮において準用	規則24
72①	土地区画整理事業の施行の準備等に必要がある場合、他人の占有する土地に測量及び調査のため立入ること等	規則24
73④	土地の立入等に伴う損失の程度を証するために必要な資料の作成	規則24
74	土地区画整理事業の施行の準備等のため、登記所等に対し無償で必要な簿書の閲覧等を求めること	規則24
75	都道府県知事等から土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の請求を受けること	規則24
76①③④⑤	土地区画整理事業の施行地区内において土地の形質の変更等を行おうとする者に対する許可等	規則24
79①	事業施行のために必要な施設の設置のための土地の使用	規則24
80	仮換地等の指定後の従前の宅地における工事	規則24

## Ⅱ－(18) 法律名：土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
81①②	標識の設置等	規則24
82①②	土地の分割又は合併の手続	規則24
83	登記所への届出	規則24
84①②	関係図書の備付け等	規則24
85①③④⑤	権利の申告の受理等	規則24
85の2①②⑤⑥⑦	住宅先行建設区への換地の申出の受理等	規則24
85の3①④⑤⑥⑦	市街地再開発事業区への換地の申出の受理等	規則24
85の4①②⑤⑥⑦	高度利用推進区への換地の申出の受理等	規則24
86①、87②③	換地計画の決定	規則24
88②③④⑤⑥⑦	換地計画の縦覧等	規則24
90①	換地不交付	規則24
91②	過小宅地の基準の設定	規則24
93①②④⑤	宅地の立体化等	規則24
95⑦	特別の宅地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24
96③	保留地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24
97③	換地計画の変更	規則24
98①②③	仮換地の指定等	規則24
99②	仮換地の効力発生日の通知	規則24
100①	使用収益の停止	規則24
100の2	仮換地に指定されない土地の管理	規則24
102①②	仮清算金の徴収・交付	規則24
103④	換地処分をした場合において、その旨を公告すること	規則24
106②③④	公共施設の管理の引継等	規則24